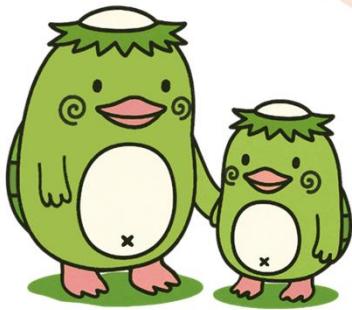


離婚と子どもをめぐるルール が新しくなります！

令和6年5月に成立した民法等改正法により、父
母の親権・婚姻関係の有無にかかわらず、子どもの
利益を確保することを目的として、子どもを養育す
る親の責務が明確にされるとともに、親権、養育費、
親子交流などに関するルールが見直されました。

家庭裁判所キャラクター
かーくん



令和8年4月1日に
施行されます！



改正の内容をいくつか
ご紹介します。

1 親権について

- 今回の改正により、離婚後は、父母双方を親権者と定める共同親権または父母一方を親権者と定める単独親権のいずれにするか選択できるようになります。
- 協議離婚の場合、父母は、協議により、親権者を父母双方とするかその一方とするかを定めます。父母の協議が調わない場合、家庭裁判所における調停手続で話し合うことができます。
- 調停等で協議が調わず訴訟手続で離婚する場合、家庭裁判所が、父母と子どもとの関係や、父と母との関係などの様々な事情を考慮した上で、子どもの利益の観点から、親権者を父母双方とするか、その一方とするかを定めます。

- ・共同親権の場合でも、全ての事項について、共同で親権を行使することは必須ではなく、「監護及び教育に関する日常の行為」や「子の利益のため急迫の事情があるとき」「他方の親が親権を行使できない場合」には、単独行使が可能です。
- ・共同親権者である父母の間で、共同行使の必要がある特定の事項について話し合がまとまらないときは、家庭裁判所の手続を利用して、その事項について単独で親権を行使できる者を定めることができます。

2 養育費の支払確保について

- ・今回の改正により、離婚のときに養育費の取決めをしていなくても、一定額の法定養育費を請求することができるようになります。
- ・今回の改正により、養育費債権の一定額に先取特権と呼ばれる優先権が付与され、調停や審判を経なくても父母間で取り決めた額(取決めがなければ法定養育費の額)につき差押手続ができるようになります。



子どもの最善の利益を確保するためには、話しを通じた父母の協力が重要です。しかし、話し合がまとまらない場合は、家庭裁判所の手続を利用して、解決を図ることも考えられます。

裁判所の手続案内や申立書は、裁判所ウェブサイトでご案内しています。また、今回の改正により新設・変更した手続等のリンクをまとめた特設ページ「離婚と子どもをめぐる新しいルールについて」もご覧ください。



[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/
syurui_kazi/kazi_kaisei/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_kaisei/index.html)

